



2020年1月14日

各位

会社名 株式会社サーラコーポレーション
代表者名 取締役社長 神野 吾郎
(コード番号 2734 東証・名証第一部)
問合せ先 総務部長 武川 裕樹
(TEL. 0532-51-1182)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年1月14日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。また、これに伴いまして2020年2月21日開催予定の第18回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役、取締役及び執行役員の異動並びに監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」で別途開示しています。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社へ移行することになりました。監査等委員会設置会社への移行により、経営の監督と業務執行の分離を推進するとともに、取締役会における経営戦略等の議論の充実を図りさらなる企業価値の向上に努めます。

(2) 移行の時期

2020年2月21日開催の第18回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴いまして、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催	2020年2月21日(金)
定款変更の効力発生日	2020年2月21日(金)

【別 紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、15名以内とする。	第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。
(新 設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
②～③ (条文省略)	②～③ (現行どおり)
(新 設)	(<u>補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間</u>)
	第20条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第22条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定める。ほかに取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定める。ほかに<u>その他役付取締役</u>若干名を定めることができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>② 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役および常任監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> ② <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役のなかから常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> ② <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集権者) 第32条 <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則) 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上